

北杜市武川町地内における産業廃棄物不適正保管事案に係る
調査委員会(第三者委員会)からの提言への対応について

R6. 7. 18 環境・エネルギー部環境整備課

- 第三者委員会からの「再発防止に向けた提言」(令和6年3月25日)を受け、県マニュアルの改正など、必要な改善を図りました。
- 本県の廃棄物行政の信頼確保に向け、組織全体が一丸となり取り組んで参ります。

提言1 情報共有と連携の強化 ・ 提言3 組織管理・組織体制の充実

【課題】

- ・ 適切な情報共有が行われず、連携不足があった。
- ・ 組織的な対応がなされなかった結果、事案が大規模・長期化した。

【提言】

- ・ 情報共有の仕組みを確立
- ・ 林務環境事務所は本庁等と情報を共有し、組織的対応ができる体制を構築
- ・ 担当者の能力向上とマネジメントの強化

【改善点①】

- 環境・エネルギー部の体制整備 (別添1参照)
 - (1) 平時における本庁と林務環境事務所との課題・情報共有の円滑化 (拡充)
 - ・ 関係者が随時参照できる指導案件のデータベース化
 - ・ 計画的な研修・教育の実施 など
 - (2) 有事における機動的対応を図るため、タスクフォースを設置 (新規)

提言2 県マニュアルの改善

【課題】

- ・ 担当者が事案の重要度を正しく認識していなかった一因に、県マニュアルの記載内容の不十分さがある。
- ・ より早期に改善命令を発出する必要があったが、不十分な指導に終始し、違反状態が長期化した。

【提言】

- ・ 遅滞ない行政処分発出スキームの確立と、判断基準の明確化
- ・ 行政処分内容の公表



【改善点②】

- 県マニュアルの改善 (別添2参照)
 - ・ 対応における指導手順や、行政処分への切替えの判断基準を明確化 (拡充)
(判断基準は公表)

【改善点③】

- 行政処分の公表対象の拡大 (別添3参照)
 - ・ 許可取消・命令など行政処分の全てを公表することにより、事業者自らの取り組みを促進するとともに、不適正事案の発生を抑制 (拡充)

提言4 不適正事案を発生させないための根源対策の検討

【改善点④】

- 工事発注者・建設業者に対し、建設廃棄物の適正処理を啓発 (新規)